当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者の「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル電話052―209―6317）においても当該決定に係る申請を受け付ける。

②　設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠　親会社と子会社の関係にある場合

㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

２）参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に対する要件

①　参加表明書を提出する者は、平成18年度以降公示日までに完了した以下の何れかの「同種業務又は類似業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者が「同種業務又は類似業務」の実績を有さなければならない。また、他の構成員は、本業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。

・同種業務：海域における①生物調査及び②漁業実態調査及び③環境影響予測に関する検討業務
※①～③の実績は別々の業務でも良い

・類似業務：海域における環境影響予測に関する検討業務

②　ただし、上記①の実績が全地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

⑵　配置予定技術者に対する要件

①　配置予定管理技術者の資格に関する要件　配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

イ）技術士（総合技術監理部門：「建設―河川、砂防及び海岸・海洋、建設―港湾及び空港、建設―建設環境、水産―漁業及び増養殖、水産―水産土木、水産―水産水域環境」）、（建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境」）、（水産部門：「漁業及び増養殖、水産土木、水産水域環境」）又は博士（工学、農学）の資格を有している者

ロ）ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境、水産土木部門）（港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする）、土木学会認定技術者（１級以上）、ＡＰＥＣエンジニア（Civil、Structual、Industrial、Environmental）

ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

※上記ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者とは以下に掲げる者とする。

ａ．関連分野の著述、論文、委員会活動などの顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｂ．関連分野の25年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｃ．上記ロ）と同等と認められる関連資格（筆記試験、面接試験など公開で実施される公平かつ公正な試験により、認定される資格に限る）の取得者であり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｄ．ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる者で、港湾関係の実務経験が３年以上ある者

※外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課等）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成28年１月19日を予定する。

②　配置予定管理技術者の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者については、平成18年度以降公示日までに完了した以下に示される「同種又は類似業務」のいずれかについて、従事経験を有さなければならない。

なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は問わない。ただし、照査技術者として従事した実績は除く。

・同種業務：海域における①生物調査及び②漁業実態調査及び③環境影響予測に関する検討業務
※①～③の実績は別々の業務でも良い

・類似業務：海域における環境影響予測に関する検討業務

ただし、「同種又は類似業務」の従事経験が全地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

③　業務成績に関する要件　配置予定管理技術者は、平成24年度から平成26年度末までの間に完了した「建設コンサルタント等業務」において、請負業務成績評定点がある場合は、平均点が60点以上であること。ただし、業務成績が付されていない場合はこの限りではない。

④　恒常的な雇用関係　本業務の参加表明書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。

３　技術提案書を特定するための評価基準

１）技術提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、２）に掲げる評価項目を確認し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

２）評価項目

⑴　予定管理技術者の経験及び能力

⑵　実施方針・実施フロー・工程表・その他

⑶　特定テーマに対する技術提案

４　手続等

１）担当部局　〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　国土交通省中部地方整備局契約関係総務部経理調達課契約管理係　田中　寛章

ＴＥＬ052―209―6317　ＦＡＸ052―203―9738